

## あおもり魅力ある職場づくり推進協議会の設置要綱一部改正及び 共同宣言の趣旨について

### 1 設置要綱一部改正

あおもり魅力ある職場づくり推進協議会を効果的かつ円滑に運営するため、必要に応じ、各構成員の事務担当者で構成する幹事会を開催し、本協議会において出席を求める者や協議する事項について調整を行うことができるよう、設置要綱を改正するもの。

### 2 改正の内容

別添1「あおもり魅力ある職場づくり推進協議会設置要綱（採択案）」のとおり。  
(参考資料) 現行の設置要綱、新旧対照表

### 3 協議会の共同宣言

令和6年における青森県の人口減少率は全国ワースト2位となっており、県内の最も大きな課題の一つになっている。その要因の一つが若者や女性の県外流出であり、特に令和7年3月卒の高校生の県外就職率は38.8%（全国ワースト2位）である。

県が行った調査によると、若者の県外転職の決定要因として、「キャリアの幅を広げたい」「希望する勤務地」という理由により県外への転職確率が高まる一方、「ワーク・ライフ・バランス」「職場の良好な人間関係」を実現することは、県外転職を抑制する結果となっている。また、女性の転職理由として、「より良いワーク・ライフ・バランス」「より良い人間関係」「結婚・子育て・介護などライフステージの変化に合わせた働き方」の実現を重視しているという結果となっている。

この他、県内企業にはアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）など従前の固定的な観念が残っているところもあり、これらの条件が整えば、県内定着が促進され、同じ職場で働き続けることにつながっていく可能性がある。

企業トップは職場環境改善を推進して雇用の質を高めることで、労働者にとって魅力ある職場であることを実感していただけるようになり、将来的に県内経済の活性化につながるとの認識を持っていただくことが重要である。

以上を踏まえ、協議会の構成員が別添2の共同宣言を発信することで、青森県内における「魅力ある職場づくり」の取組を推進していく機運を醸成するために、提案するもの。

別添2「あおもり「魅力ある職場づくり」共同宣言（採択案）」のとおり。



## あおもり魅力ある職場づくり推進協議会 設置要綱

### 1 目的

青森県内においては、平成 27 年度より、事業主団体、労働団体及び行政機関等との間で協議会を設置し、中小企業・小規模事業者における「働き方改革」の取り組みを推進してきたところである。

少子高齢化の進行により労働力人口が減少していく中で、青森県の地域経済を持続的に発展させるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇の改善、女性の職業生活における活躍推進等の課題について、中小企業・小規模事業者支援を行っていくことが一層重要になっていている。

こうしたことから引き続き、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）」第 10 条の 3 に基づき、関係機関が参集し、中小企業・小規模事業者の雇用環境の整備を中心に情報共有を図り、共通認識を持って課題に取り組むことで、労働者が意欲と能力に応じて、将来に希望を持って安心して働くことができる職場づくりを推進することを目的とする「あおもり魅力ある職場づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### 2 構成員

- 一般社団法人青森県経営者協会
- 青森県商工会議所連合会
- 青森県商工会連合会
- 青森県中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会青森県連合会
- 株式会社青森みちのく銀行
- 青森県社会保険労務士会
- 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部
- 独立行政法人労働者健康安全機構青森産業保健総合支援センター
- 青森働き方改革推進支援センター
- 東北税理士会青森県支部連合会
- 青森県
- 東北経済産業局
- 青森労働局

### 3 協議事項

協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等のワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・処遇の改善
- (3) 女性の職業生活における活躍推進
- (4) 上記事項に関する中小企業・小規模事業者に対する支援
- (5) その他魅力ある職場づくり推進のために必要な事項

### 4 協議会の開催

青森労働局長は、必要に応じ協議会を招集する。

協議会には、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。

### 5 幹事会

効果的かつ円滑に本協議会を運営するため、必要に応じ、各構成員の事務担当者で構成する幹事会を開催し、協議会の運営等に関する事項について調整を行う。

### 6 庶務

協議会の庶務は、青森労働局雇用環境・均等室において処理する。

### 7 附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。

改正、平成 28 年 12 月 13 日

改正、平成 30 年 10 月 22 日

改正、令和元年 9 月 24 日

改正、令和 6 年 2 月 14 日

改正、令和 7 年 1 月 23 日

改正、令和 8 年 1 月 13 日

## 参考資料

## あおもり魅力ある職場づくり推進協議会 設置要綱

## 1 目的

青森県内においては、平成 27 年度より、事業主団体、労働団体及び行政機関等との間で協議会を設置し、中小企業・小規模事業者における「働き方改革」の取り組みを推進してきたところである。

少子高齢化の進行により労働力人口が減少していく中で、青森県の地域経済を持続的に発展させるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇の改善、女性の職業生活における活躍推進等の課題について、中小企業・小規模事業者支援を行っていくことが一層重要になっていている。

こうしたことから引き続き、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）」第 10 条の 3 に基づき、関係機関が参集し、中小企業・小規模事業者の雇用環境の整備を中心に情報共有を図り、共通認識を持って課題に取り組むことで、労働者が意欲と能力に応じて、将来に希望を持って安心して働くことができる職場づくりを推進することを目的とする「あおもり魅力ある職場づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## 2 構成員

- 一般社団法人青森県経営者協会
- 青森県商工会議所連合会
- 青森県商工会連合会
- 青森県中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会青森県連合会
- 株式会社青森みちのく銀行
- 青森県社会保険労務士会
- 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部
- 独立行政法人労働者健康安全機構青森産業保健総合支援センター
- 青森働き方改革推進支援センター
- 東北税理士会青森県支部連合会
- 青森県
- 東北経済産業局
- 青森労働局
- その他必要に応じ参画する者

### 3 協議事項

協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等のワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・処遇の改善
- (3) 女性の職業生活における活躍推進
- (4) 上記事項に関する中小企業・小規模事業者に対する支援
- (5) その他魅力ある職場づくり推進のために必要な事項

### 4 協議会の開催

青森労働局長は、必要に応じ協議会を招集する。

### 5 庶務

協議会の庶務は、青森労働局雇用環境・均等室において処理する。

### 6 附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。

改正、平成 28 年 12 月 13 日

改正、平成 30 年 10 月 22 日

改正、令和元年 9 月 24 日

改正、令和 6 年 2 月 14 日

改正、令和 7 年 1 月 23 日

## あおもり魅力ある職場づくり推進協議会設置要綱 比較表

改 正 前	改 正 後
<p><b>1 目的</b></p> <p>青森県内においては、平成 27 年度より、事業主団体、労働団体及び行政機関等との間で協議会を設置し、中小企業・小規模事業者における「働き方改革」の取り組みを推進してきたところである。</p> <p>少子高齢化の進行により労働力人口が減少していく中で、青森県の地域経済を持続的に発展させるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇の改善、女性の職業生活における活躍推進等の課題について、中小企業・小規模事業者支援を行っていくことが一層重要になっている。</p> <p>こうしたことから引き続き、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）」第 10 条の 3 に基づき、関係機関が参集し、中小企業・小規模事業者の雇用環境の整備を中心に情報共有を図り、共通認識を持って課題に取り組むことで、労働者が意欲と能力に応じて、将来に希望を持って安心して働くことができる職場づくりを推進することを目的とする「あおもり魅力ある職場づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p><b>2 構成員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人青森県経営者協会</li> <li>青森県商工会議所連合会</li> <li>青森県商工会連合会</li> <li>青森県中小企業団体中央会</li> <li>日本労働組合総連合会青森県連合会</li> <li>株式会社青森みちのく銀行</li> <li>青森県社会保険労務士会</li> <li>公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター</li> <li>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部</li> <li>独立行政法人労働者健康安全機構青森産業保健総合支援センター</li> <li>青森働き方改革推進支援センター</li> </ul>	<p><b>1 目的</b></p> <p>青森県内においては、平成 27 年度より、事業主団体、労働団体及び行政機関等との間で協議会を設置し、中小企業・小規模事業者における「働き方改革」の取り組みを推進してきたところである。</p> <p>少子高齢化の進行により労働力人口が減少していく中で、青森県の地域経済を持続的に発展させるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇の改善、女性の職業生活における活躍推進等の課題について、中小企業・小規模事業者支援を行っていくことが一層重要になっている。</p> <p>こうしたことから引き続き、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）」第 10 条の 3 に基づき、関係機関が参集し、中小企業・小規模事業者の雇用環境の整備を中心に情報共有を図り、共通認識を持って課題に取り組むことで、労働者が意欲と能力に応じて、将来に希望を持って安心して働くことができる職場づくりを推進することを目的とする「あおもり魅力ある職場づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p><b>2 構成員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人青森県経営者協会</li> <li>青森県商工会議所連合会</li> <li>青森県商工会連合会</li> <li>青森県中小企業団体中央会</li> <li>日本労働組合総連合会青森県連合会</li> <li>株式会社青森みちのく銀行</li> <li>青森県社会保険労務士会</li> <li>公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター</li> <li>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部</li> <li>独立行政法人労働者健康安全機構青森産業保健総合支援センター</li> <li>青森働き方改革推進支援センター</li> </ul>

<p>東北税理士会青森県支部連合会 青森県 東北経済産業局 青森労働局 その他必要に応じ参画する者</p>	<p>東北税理士会青森県支部連合会 青森県 東北経済産業局 青森労働局</p>
<p><b>3 協議事項</b> 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等のワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・処遇の改善 (3) 女性の職業生活における活躍促進 (4) 上記事項に関する中小企業・小規模事業者に対する支援 (5) その他魅力ある職場づくり推進のために必要な事項</p>	<p><b>3 協議事項</b> 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等のワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・処遇の改善 (3) 女性の職業生活における活躍促進 (4) 上記事項に関する中小企業・小規模事業者に対する支援 (5) その他魅力ある職場づくり推進のために必要な事項</p>
<p><b>4 協議会の開催</b> 青森労働局長は、必要に応じ協議会を招集する。</p>	<p><b>4 協議会の開催</b> 青森労働局長は、必要に応じ協議会を招集する。  協議会には、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる</p>
<p><b>5 幹事会</b> <u>効果的かつ円滑に本協議会を運営するため、必要に応じ、各構成員の事務担当者で構成する幹事会を開催し、協議会の運営等に関する事項について調整を行う。</u></p>	<p><b>5 幹事会</b> <u>効果的かつ円滑に本協議会を運営するため、必要に応じ、各構成員の事務担当者で構成する幹事会を開催し、協議会の運営等に関する事項について調整を行う。</u></p>
<p><b>6 庶務</b> 協議会の庶務は、青森労働局雇用環境・均等室において処理する。</p>	<p><b>6 庶務</b> 協議会の庶務は、青森労働局雇用環境・均等室において処理する。</p>
<p><b>7 附則</b> この要綱は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。</p> <p>改正、平成 28 年 12 月 13 日 改正、平成 30 年 10 月 22 日 改正、令和元年 9 月 24 日 改正、令和 6 年 2 月 14 日 改正、令和 7 年 1 月 23 日</p>	<p><b>7 附則</b> この要綱は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。</p> <p>改正、平成 28 年 12 月 13 日 改正、平成 30 年 10 月 22 日 改正、令和元年 9 月 24 日 改正、令和 6 年 2 月 14 日 改正、令和 7 年 1 月 23 日  <b>改正、令和 8 年 1 月 13 日</b></p>

## あおもり「魅力ある職場づくり」共同宣言

青森県は、少子高齢化の進行により労働力人口の減少と人手不足が深刻化する中で、若者や女性の県外流出が依然として続いている、早期にこの傾向に歯止めをかけるためには、多様な人材の活躍を推進するとともに、「若者や女性に選ばれる青森」の実現が必要です。

あおもり魅力ある職場づくり推進協議会構成員は、以下に掲げる事項について各構成員が相互に連携・協力し、県内企業における「魅力ある職場づくり」の推進に向けて、オール青森で取り組むことを宣言します。

1 適切な価格転嫁や各種支援施策の活用による生産性向上など、魅力ある職場づくりに資する賃上げの継続・定着に向けた環境整備に取り組みます。

2 柔軟な働き方、多様な人材の活躍を推進することなどを通じて、エンゲージメント(働きがい等)の向上とワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境の改善に取り組みます。

3 「女性の職業生活における活躍」を推進するため、男性の育児休業や介護休暇の取得促進に向けた意識醸成を図るなど、男女の固定的役割分担意識の解消等に努め、仕事と育児・介護の両立ができる職場づくりに取り組みます。

以 上

令和8年1月13日

あおもり魅力ある職場づくり推進協議会

<構成員>

一般社団法人青森県経営者協会 会長 七尾 嘉信

青森県商工会議所連合会 会長 倉橋 純造

青森県商工会連合会 会長 一戸 善正

青森県中小企業団体中央会 会長 櫛引 利貞

日本労働組合総連合会青森県連合会 会長 塩谷 進

株式会社青森みちのく銀行 頭取 石川啓太郎

青森県社会保険労務士会 会長 葛西 一美

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 理事長 堤 静子

独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部 支部長 石津 豪一

独立行政法人労働者健康安全機構

青森産業保健総合支援センター 所長 中路 重之

青森働き方改革推進支援センター センター長 鈴木 俊逸

東北税理士会青森県支部連合会 会長 名久井 信平

青森県 知事 宮下 宗一郎

経済産業省 東北経済産業局 局長 佐竹 佳典

厚生労働省 青森労働局 局長 角井 伸一

<オブザーバー>

公正取引委員会事務総局東北事務所 所長 原山 康彦